

# 国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の 総合的な推進に関する基本的な方針について

# 金融商品取引法等の一部を改正する法律の概要

デジタル化の進展等の環境変化に対応し、金融サービスの顧客等の利便の向上及び保護を図るため、「顧客本位の業務運営・金融リテラシー」、「企業開示」等に関する制度を整備

## 顧客本位の業務運営・金融リテラシー

- 成長の果実が家計に分配されるという「資金の好循環」を実現し、家計の安定的な資産形成を図る観点から、以下の取組を実施

### 顧客本位の業務運営の確保

- 最終的な受益者たる金融サービスの顧客や年金加入者の**最善の利益**を勘案しつつ、**誠実かつ公正に業務を遂行**すべきである旨の義務を、**金融事業者や企業年金等関係者**に対して幅広く規定
- **顧客属性に応じた説明義務を法定**するとともに、顧客への**情報提供におけるデジタル技術の活用**に関する規定を整備

### 金融リテラシーの向上

- 資産形成の支援に関する施策を総合的に推進するため、「**基本方針**」を策定
- 利用者の立場に立って、金融経済教育を広く提供するため、「**金融経済教育推進機構**」を創設
  - 〔業務〕 金融経済教育の教材・コンテンツの作成、学校や企業等への講座の展開、個人に対する個別相談 等
  - 〔形態〕 認可法人
  - 〔役員〕 理事長(1人)、理事(3人以内)等
  - 〔ガバナンス〕 運営委員会(委員、理事長、理事)を設置、金融庁が認可・監督(参考) 上記のほか、機構は、資産形成等に係る相談・助言を容易に受けられる環境を整備

## 企業開示

- 非財務情報の開示の充実に向けた取組(注1)と併せて、企業開示の効率化の観点から、金融商品取引法上の**四半期報告書を廃止**(注2)
  - (注1) 府令改正によりサステナビリティ情報の開示の充実を図る
  - (注2) 第1・第3四半期の開示については、取引所規則に基づく四半期決算短信に一本化
- **半期報告書、臨時報告書の公衆縦覧期間**(注)を**5年間**(課徴金の除斥期間と同様)に延長
  - (注) 現行の公衆縦覧期間は、半期報告書3年、臨時報告書1年

### その他のデジタル化の進展等に対応した顧客等の利便向上・保護に係る施策

- **ソーシャルレンディング**(注)等を行う**第二種金融商品取引業者**について、投資家に適切な情報提供等が行われなかった事例を踏まえ、**運用報告**に関する規定を整備
  - (注) インターネットで集めた出資を企業に貸し付ける仕組み
- **不動産特定共同事業契約**(注)を**トークン(デジタル)化**する動きが見られていることを踏まえ、他の電子記録移転権利と同様、当該トークンに**金融商品取引法のルールを適用**
  - (注) 出資を募って不動産で運用し、収益を分配する仕組み
- 金融商品取引業者等の**ウェブサイト**において、営業所に掲示する**標識**と同内容の**情報公表を義務付け**
- 虚偽の財務書類の開示を行った企業等に対する課徴金納付命令に係る**審判手続のデジタル化**

# 安定的な資産形成の支援に関する基本方針(令和6年3月15日閣議決定)の概要

(注) 正式名称は「国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」

## I 国民の安定的な資産形成の支援に関する基本的な方向

- 国民の安定的な資産形成は、個々人の幸福や厚生を実現するために不可欠。その支援は、「成長と分配の好循環」や、公正で持続可能な社会の実現にも資する。
- このためには、インベストメント・チェーンの各主体が十分にその機能を発揮する必要。地公体や民間企業と連携し、国全体として総合的に取組を進める必要。
- 取組を進める際には、経済・社会情勢の変化が個人の生活・経済事情に影響を与える点に鑑み、多様な資産形成の在り方に配慮した環境の整備が重要。

## II 国民の安定的な資産形成の支援に関する施策

### 1 国民の安定的な資産形成の支援に資する制度の整備

- NISAについて、官民連携による積極的な広報を展開。利用者利便の向上等や、利用者保護の観点から金融機関に対するモニタリングを実施。令和9年末時点でNISA口座数3,400万口座、買付総額56兆円を目指す。
- iDeCoについて、拠出限度額の引上げ、加入可能年齢の上限の引上げ等を検討。
- 機構において、顧客の立場に立ったアドバイザーを見える化・支援。

### 2 国民の安定的な資産形成の支援に資する制度の利用の促進

- 顧客の最善の利益に資する商品組成・販売・管理等を行う態勢の構築について、金融事業者をモニタリング(顧客本位の業務運営の確保)。
- 大手金融機関グループの資産運用ビジネスについて、顧客の最善の利益を勘案した運営体制やガバナンス体制の構築、その実効性確保を促進。日本独自のビジネス慣行や参入障壁を是正するほか、特定の地域において金融・資産運用サービスを集積し、高度化と競争力強化を促進等(資産運用業の改革)。
- アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則(アセットオーナー・プリンシプル)を策定(アセットオーナーシップの改革)。
- この他、「資産運用立国実現プラン」に着実に取り組む。

### 3 国民の安定的な資産形成の支援に関する教育及び広報

- 令和10年度末を目途に「金融経済教育を受けたと認識している人の割合」が米国並みの20%となることを目指す。
- 「金融リテラシー・マップ」を参考に、公的制度や消費生活の基礎、金融トラブル等、広範な観点から取り組むことが重要。
- 貯蓄と投資のバランスに留意。安定的な資産形成に有効な長期・積立・分散投資の意義について、普及・啓発。
- 詐欺的な投資勧誘等による被害防止に必要な情報等を提供する仕組みを整備。若年層への金融経済教育を強化。
- 消費者教育や社会保障教育と連携。
- 職域での従業員向け教育の支援や私的年金等に関する広報を展開。
- 学校現場を支援するため、学校や教員研修等への講師派遣や教材提供等を展開。
- 機構において、教育活動を抜本的に拡充するほか、個人の行動変容を促すため、個人が気軽に相談できる環境を整備。

### 4 国民の安定的な資産形成の支援のために必要な調査及び研究

- 国民の安定的な資産形成の実態等を継続的に把握。地公体や事業主を含め施策の実施状況や国内外の調査研究等に関する情報を収集。
- 国民の安定的な資産形成の支援に関する指標の在り方については引き続き検討。

## III 国、地方公共団体及び民間団体の連携及び協力

- 国、地公体、機構、民間団体等は、本基本方針の施策が全国において効果的かつ効率的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努める。
- 国は、地公体や民間団体と緊密に連携し、国全体の施策を推進。地公体や民間事業者を支援するため、情報提供等に努める。
- 地公体は、国との役割分担を踏まえ、その地域の状況に応じた施策を策定・実施。住民の身近な行政を総合的に実施する立場から、地域特性に応じた手法や内容により地域住民の安定的な資産形成を支援。
- 企業による雇用者の安定的な資産形成を支援する取組は、従業員エンゲージメントの向上に効果的かつ人的資本の戦略上も重要であるため、事業に支障のない範囲内における国や地公体、機構の取組等への協力を求めつつ、中小企業を含め企業に対して国が支援。

## IV その他重要事項

- 施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、対策を見直し・改善。
- 国民の安定的な資産形成支援に関する状況の変化を勘案し、上記の「検証・評価」を踏まえ、おおむね5年後を目途に、本基本方針の見直しを検討。 (出所) 金融庁資料

# 国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の 総合的な推進に関する基本的な方針（抄） （令和6年3月15日閣議決定）

## Ⅱ 国民の安定的な資産形成の支援に関する施策

### 1 国民の安定的な資産形成に資する制度の整備

#### (1) 総論

昭和46年に制定された勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号）に基づく財形貯蓄は、職域を通じた資産形成手段として多くの企業で活用されている。財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄については、利子について税制上の優遇措置が講じられるなど、政府としても後押しし、資産形成を始める際の重要な選択肢になっており、多くの勤労者が利用できるようにすることが重要である。

（略）

政府としては、こうした税制優遇を伴う資産形成支援制度の利用状況、高齢期の就労の拡大・長期化や、今後の経済・社会情勢の変化等を踏まえつつ、引き続き、必要な制度の整備や改善等に向けた検討を進めていくことが重要である。

#### (4) 顧客の立場に立ったアドバイザーの普及・促進

国民の安定的な資産形成を支援するためには、個々人のライフプラン、資産状況、収入等を考慮した上で、家計管理、資金計画、財形貯蓄・NISA・iDeCo等の税制優遇制度、多様化する金融商品・サービス等について、気軽に相談し、継続的に良質なアドバイスを受けられる環境を整備することが重要である。この点、組成・販売等を行う金融機関においては、顧客本位の業務運営の確保を進め、顧客に対して適切な情報提供を行うことが引き続き期待されるが、さらなるアドバイス環境の充実を図る観点から、インベストメント・チェーンにおいて顧客と販売会社の間に入り、顧客の判断をサポートするアドバイザーの役割も大きい。また、そのアドバイスについては、顧客の立場に立って、顧客の家計全体を最適化するよう行われることが必要である。

（略）

# 国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の 総合的な推進に関する基本的な方針（抄） （令和6年3月15日閣議決定）

## 3 国民の安定的な資産形成に関する教育及び広報の推進

### (2) 資産形成の考え方

資産形成の方法は「貯蓄」と「投資」に大別されるが、それぞれの金融商品の特性に留意しつつ、これらの組み合わせを検討していくことが重要である。金融商品の有するリスクやリターンは商品ごとに様々であるが、流動性・収益性・安全性の観点から、それぞれの特徴を理解する必要がある。例えば、一般的には、預貯金は、流動性や一定の元本保証があることに伴う安全性が高い一方、収益性は株式や投資信託等に劣る場合が多い。株式や投資信託等は、一定の収益性が期待できる一方、元本割れのおそれも存在する。貯蓄が生活資金の基盤であることを踏まえれば、投資については余剰資金で行うなど、貯蓄と投資のバランスに留意して資産形成に取り組むことが重要である。

### (7) 私的年金等の普及促進

公的年金の上乗せの給付として、高齢期により豊かな生活を送るための制度として重要な役割を果たす企業年金やiDeCoを含む私的年金等について普及促進を図るため、政府横断的に広報を行っていく。具体的には、企業型確定拠出年金（DC）実施企業を含む職域での従業員向け教育の支援（講師派遣事業）のほか、私的年金等に関する広報活動を展開していく。

# (参考) 関連条文

## 改正後の金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律(令和5年11月29日公布／令和6年2月1日施行)

### (基本方針)

第八十二条 政府は、国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 国民の安定的な資産形成の支援に関する基本的な方向

二 国民の安定的な資産形成の支援に関する次に掲げる事項

イ 国民の安定的な資産形成に資する制度の整備に関する事項

ロ 国民の安定的な資産形成に資する制度の利用の促進に関する事項

ハ 国民の安定的な資産形成に関する教育及び広報の推進に関する事項

ニ 国民の安定的な資産形成の支援のために必要な調査及び研究に関する事項

三 国民の安定的な資産形成の支援に関する施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、国民の安定的な資産形成の支援に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、金融審議会の意見を聴くものとする。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 政府は、適時に、基本方針に基づく施策の実施の状況について、評価を行わなければならない。

7 政府は、国民の安定的な資産形成の支援に関する状況の変化を勘案し、及び前項の評価を踏まえ、基本方針に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。

8 第三項から第五項までの規定は、基本方針の変更について準用する。

### (地方公共団体及び民間事業者に対する支援)

第八十三条 国は、国民の安定的な資産形成の支援に関する施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間事業者が行う安定的な資産形成の支援に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### (地方公共団体の施策)

第八十四条 地方公共団体は、国の施策に準じて、当該地域の社会的及び経済的状况に応じた安定的な資産形成の支援に関する施策を講ずるよう努めるものとする。

### (事業主の責務)

第八十五条 事業主は、その事業に支障のない範囲内で、その従業員を対象とする国、地方公共団体又は次条の金融経済教育推進機構による安定的な資産形成に資する制度の利用の促進のための取組並びに安定的な資産形成に関する教育及び広報に協力するよう努めるものとする。